

平成 22 年 12 月 22 日

各 位

会社名 株式会社ウェッジホールディングス
代表者名 代表取締役社長 田代 宗雄
(コード 2388 大証 J A S D A Q 市場)
問合せ先 取締役経営管理本部長 浅野 樹美
(TEL 03 - 6225 - 2207)

内部統制監査報告書の意見不表明に関するお知らせ

当社は、平成22年12月22日付にて、当社の会計監査人であるビーエー東京監査法人より、平成22年9月期の内部統制報告書に添付される内部統制監査報告書について、当社が内部統制に係る評価手続きの一部を実施できなかったことにより、「意見を表明しない」旨が記載された内部統制監査報告書を受領いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 監査を実施した会計監査人の名称
会計監査人 ビーエー東京監査法人

2. 内部統制監査報告書の内容

当監査法人は、金融商品取引法193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ウェッジホールディングスの平成22年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、下記事項を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。

記

会社は、内部統制報告書に記載のとおり、一部の海外連結子会社において、重要な評価手続ができなかった。会社は当該評価範囲の制約による影響により、財務報告に係る内部統制の評価結果を表明できないと判断しており、監査手続の実施への影響が重要であることにより、当監査法人は、株式会社ウェッジホールディングスの平成22年9月30日現在の財務報告に係る内部統制について、内部統制報告書に対する意見表明のための合理的な基礎を得ることが出来なかった。

当監査法人は、内部統制報告書において評価範囲の制約とされた当該内部統制の財務報告に与える影響の重要性に鑑み、株式会社ウェッジホールディングスの平成22年9月30日現在の財務報告

に係る内部統制の評価結果を表明できないと表示した上記の内部統制報告書は、財務報告に係る内部統制の評価について、適正に表示しているかどうかについての意見を表明しない。

3. 内部統制監査報告書の受領日

平成22年12月22日

4. 財務諸表の監査報告書における監査意見

無限定適正意見であります。

5. 会社の今後の対応

当社は、一部の海外連結子会社において重要な評価手続を実施できなかったことにより、財務報告に係る内部統制の評価結果を表明できないと判断いたしました。

実施できなかった重要な評価手続は、以下の通りであります。

①全社的な内部統制の評価手続

②業務プロセスに係る内部統制の評価手続

重要な評価手続が実施できなかった理由は、海外連結子会社の現地法で内部統制監査が制度化されていないため、十分な協力体制を築くことができなかったこと、また限られた人的資源をその海外連結子会社への内部統制監査制度の啓蒙及び評価業務に従事させることが困難であったことによるものであります。

なお、当社としては、重要な評価手続を実施できませんでしたが、現地法に対応した財務報告の内容については海外連結子会社の監査を実施している監査法人であるErnst & Youngからは適正意見を得ており、連結財務諸表及び財務諸表に及ぼす影響はありません。

当社は、対処すべき課題の一つとして、東南アジアにおける事業の推進とグローバル化に対応したグループ統制水準の向上を掲げております。

今後の成長に対応する経営管理体制・統制を整備・強化していくことは、重要な課題として捉えており、財務報告に係る内部統制の整備及び運用についても重要と認識しております。今後当社は内部統制プロジェクト・チームの再編成等を通じて、早急に内部統制環境の整備及び運用評価を進めてまいります。

以 上